

議案第120号

福岡市・那珂川町ごみ処理事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について  
上記の議案を提出する。

平成30年6月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、筑紫郡那珂川町の市制施行に伴い、本市が那珂川町から委託を受けて実施しているごみ処理事務の委託に関する規約の一部を変更することについて協議するため、地方自治法第252条の14第3項の規定により議会の議決を求めるものである。

福岡市・那珂川町ごみ処理事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について  
福岡市・那珂川町ごみ処理事務の委託に関する規約の一部を次のように変更することについて、那珂川町と協議する。

福岡市・那珂川町ごみ処理事務の委託に関する規約の一部を改正する規約

福岡市・那珂川町ごみ処理事務の委託に関する規約の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

福岡市・那珂川市ごみ処理事務の委託に関する規約

前文中「（以下「市」という。）と筑紫郡那珂川町（以下「町」という。）」を「と那珂川市」に改める。

第1条中「町」を「那珂川市」に、「市」を「福岡市」に改める。

第2条第1項中「町」を「那珂川市」に改め、同条第2項中「市の」を「福岡市の」に、「市長が町長」を「福岡市長が那珂川市長」に改め、同条第3項中「町」を「那珂川市」に、「市」を「福岡市」に改める。

第3条中「市」を「福岡市」に、「町」を「那珂川市」に改める。

附 則

この規約は、平成30年10月1日から施行する。